

# 地方からの提案個票

## <各府省第2次回答まで>

重点	ヒアリング事項	ページ
12	保育所等における児童の健康診断の検査項目等の見直し	1
21	建設機械抵当法に基づく建設機械への打刻制度の見直し	5
16	公立大学法人による出資範囲の拡大	7
8	障害児通所支援事業所従業者の人員基準の見直し	14
10	児童の一時保護施設における職員の数及び夜間の職員体制について定めた基準の経過措置期間の延長	17
20	大気汚染状況の常時監視測定局数の算定に係る基準の見直し	20
1	住民基本台帳ネットワークシステムの利用対象事務の拡大等	23

## 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁、文部科学省 第2次回答

整理番号 (管理番号	137-1 137 )	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

保育所等における児童の健康診断の検査項目の見直し

## 提案団体

城陽市

## 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

## 求める措置の具体的内容

保育所等の児童福祉施設及び家庭的保育事業者等に実施が義務付けられている健康診断について、「学校保健安全法に準拠」するのではなく、未就学児については「各年齢(月齢)に応じた検査項目」を新たに定めることを求める。

又は、必ずしも学校保健安全法に規定する検査項目の全てを実施する必要がなく各児童の発達状況に応じて適宜検査を行うことを推奨する旨を明示することを求める。

## 具体的な支障事例

## 【現行制度について】

保育所等の児童福祉施設及び家庭的保育事業者等に実施が義務付けされている健康診断については、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならないとされている。

## 【支障事例】

学校保健安全法に規定する健康診断について、視力及び聴力検査が項目として定められているが、未就学児(特に乳児及び低年齢の幼児)に当該検査を有効に実施することが現実的に困難である。小学生以上の児童に実施するのと同じの検査方法・検査項目は、「見える・聞こえる」を自身で意思表示することを前提としており、未就学児(特に乳児及び低年齢の幼児)に対して有効に検査することができない。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当市管内の保育施設から、未就学児(特に乳児及び低年齢の幼児)に対する視力・聴力検査の有効性に対する疑義や保護者に医学的に信ぴょう性のある検査結果を伝えることの困難性の解消、職員の負担軽減を求める意見が寄せられている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

保育所等で実施する健康診断の有効性の向上、及び保育所等の職員の負担軽減に繋がる。

## 根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条第1項、家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準第17条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第27条、学校保健安全法第13条、学校保健安全法施行規則第3条、第6条、第7条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、多賀城市、三郷市、川崎市、新潟市、浜松市、小牧市、稲沢市、田原市、大阪市、羽曳野市、広島市

○当市においては、保育所等における児童の健康診断について、学校保健法に準拠しつつ、検査健診項目等に関しては乳幼児の発達段階に配慮した形で柔軟に行われているのが実情であり、保育所等における健康診断について、学校保健法に準拠した全ての項目の検査を行うことが未就学児、特に乳児及び低年齢の幼児に対して有効であるのか疑問が残ることから、提案に賛同する。  
○尿検査についても、自治体間で対象年齢等にばらつきが見られ、必要性の判断に苦慮するため、提案内容に賛同する。

## 各府省からの第1次回答

保育所等の児童福祉施設や家庭的保育事業等における健康診断は、法令により施設長等が「学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない」としているが、その円滑な実施を図る観点から、乳児及び低年齢の幼児の発達段階に応じた、視力、聴力等に係る健康診断の取扱いに関する実態調査を行い、その結果や乳幼児健診との関係も踏まえた対応に当たっての具体的な考え方を示すこととする。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

実態調査にあたっては、実施の有無にとどまらず、有効な健康診断が実施されているかという観点から把握されたい。また、基準で定められた健康診断の各項目について、科学的見地から乳児及び低年齢の幼児に対する有効な診断が実施可能であるかの検証を実施されたい。  
学校保健安全法に規定する健康診断に準じた健康診断の実施は、法令により基準として定められているものであり、指導監査での確認項目ともなっていることから、どの検査項目を必ず実施する必要があるのかを通知等で早期に明確にしていきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

第1次ヒアリングにおいて、地方自治体の実態を調査し、母子保健法に基づく乳幼児健診や専門家の意見も踏まえて検討していく旨の発言があったが、早期に調査を行い、年度内の見直しに向けて、具体的なスケジュールをお示しいただきたい。

## 各府省からの第2次回答

保育所等の児童福祉施設や家庭的保育事業等における健康診断の円滑な実施を図る観点から、0～2歳児の年齢に応じた、視力、聴力等に係る健康診断の取扱いに関する実態調査を、関係団体の協力を得ながら、令和6年度中に実施した上で、その結果や乳幼児健診との関係も踏まえ、各施設における健康診断として実施可能な具体的な考え方を、早期に示すこととする。

## 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁、文部科学省 第2次回答

整理番号 (管理番号	137-2 209 )	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

保育所等における児童の健康診断の実施頻度、内容の明確化等

## 提案団体

奈良県、滋賀県、京都市、大阪府、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合

## 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

## 求める措置の具体的内容

「学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。」とする児童福祉施設の設備及び運営に関する基準や同様の内容が規定されている就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則について、より具体的な準じるべき内容・頻度を示すとともに、幼稚園児や小児(3～5歳児)と同様に実施することが困難な乳児期や低年齢の幼児期(0～2歳児)における視力検査や聴力検査等について、現場での実践に資する実施手順など、より具体的な健康診断の内容を示すよう求めるもの。なお、その際は、母子保健法上の乳幼児健診との関係を踏まえて検討いただきたい。

## 具体的な支障事例

保育所等における児童の健康診断については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」や同様の内容が規定されている「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」等で、学校保健安全法及び同法施行規則に準じて年2回実施する旨が規定されているが、それ以外の明確な規定がない。

そのため、県内の保育所等から「尿検査や聴力検査、視力検査等について、0～2歳児は検査が実施困難である」「学校保健安全法施行規則に定める全ての検査項目を2回実施する必要があるか、根拠とあわせて示してほしい」と言った声が寄せられており、対応に苦慮するケースがある。

特に0～2歳児は、そもそも実施困難な検査項目(視力検査、聴力検査、尿検査等)があるが、保育所等での健康診断の実施方法について具体的に示されたものはなく、「実施が難しい場合は省略可能」などの通知もない。また、健康診断の実施状況は指導監査の項目となっているが、0～2歳児が全ての検査項目を実施していなかった場合、監査をする職員によって指導内容に差が生じており、保育所等から苦情が出ている。

年齢に応じた実施可能な健康診断の項目を定め、全国一定の基準によって指導監査を実施する必要がある。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

県内の保育所等から「尿検査や聴力検査、視力検査等について、0～2歳児は検査が実施困難である」「学校保健安全法施行規則に定める全ての検査項目を2回実施する必要があるか、根拠とあわせて示してほしい」と言った声が寄せられている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公立園における適切な健康診断の実施及び私立園に対する適切な指導監査の実施に寄与する。また、適切な健康診断の実施を通じ、児童の健康福祉の増進が図られる。

## 根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条  
 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第27条  
 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第17条  
 学校保健安全法第13条  
 学校保健安全法施行規則第3条、第6条、第7条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、多賀城市、三郷市、川崎市、新潟市、浜松市、小牧市、稲沢市、田原市、羽曳野市、広島市

○保育所等における児童の健康診断の内容については、「学校保健安全法及び同法施行規則に準じて年2回実施する旨が規定」されているが、それ以外の明確な規定がないため、本市では、健診項目等に関しては乳幼児の発達段階に配慮した形で柔軟に行われているのが実情である。また、指導監査についても、現場の混乱を避けるため、乳幼児の発達段階に配慮した形で全国一律の基準により行うことが望ましいと考えるため、提案に賛同する。

## 各府省からの第1次回答

保育所等の児童福祉施設や家庭的保育事業等における健康診断は、法令により施設長等が「学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない」としているが、その円滑な実施を図る観点から、乳児及び低年齢の幼児の発達段階に応じた、視力、聴力等に係る健康診断の取扱いに関する実態調査を行い、その結果や乳幼児健診との関係も踏まえた対応に当たっての具体的な考え方を示すこととする。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

保育所等での児童の健康診断における、学校保健安全法等に準じて行わなければならないとされている検査項目（視力検査、聴力検査、尿検査）について、0～2歳児には同施行規則に準じた検査方法での実施が困難であるにも関わらず、基準上許容される具体的な検査方法の呈示ができず、対応に苦慮している。児童の年齢に応じて有効な診断ができ、かつ、現場の負担や混乱が生じることのないよう、実施方法や実施手順など、より具体的に健康診断の内容を示していただきたい。  
 また、保育所等において年に2回健康診断を実施しなければならない理由を示していただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】  
 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

第1次ヒアリングにおいて、地方自治体の実態を調査し、母子保健法に基づく乳幼児健診や専門家の意見も踏まえて検討していく旨の発言があったが、早期に調査を行い、年度内の見直しに向けて、具体的なスケジュールをお示しいただきたい。

## 各府省からの第2次回答

保育所等の児童福祉施設や家庭的保育事業等における健康診断の円滑な実施を図る観点から、0～2歳児の年齢に応じた、視力、聴力等に係る健康診断の取扱いに関する実態調査を、関係団体の協力を得ながら、令和6年度中に実施した上で、その結果や乳幼児健診との関係も踏まえ、各施設における健康診断として実施可能な具体的な考え方を、早期に示すこととする。

## 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

整理番号	181	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	181 )			提案分野	09_土木・建築

## 提案事項(事項名)

建設機械抵当法に基づく打刻手続きの見直し

## 提案団体

岡山県、中国地方知事会

## 制度の所管・関係府省

国土交通省

## 求める措置の具体的内容

建設機械抵当法に基づく打刻について、航空機への登録記号打刻において認められているように、打刻の実施主体を都道府県から申請者等に変更し、併せて、打刻した金属板を建設機械に固定する等の打刻方法の簡素化を求める。

## 具体的な支障事例

## 【現行制度について】

建設機械抵当法上の打刻(以下、「当該打刻」という。)は、国土交通大臣の権限に属する事務と定められているが、同法施行令第3条第1項及び第3項により、都道府県知事許可を受けた建設業者からの申請による打刻は、第一号法定受託事務により、都道府県知事が行うこととされている。

また、同施行令制定附則第2項において、大臣が行うべき打刻は、当分の間、知事が行うこととされたまま、長期間が経過している。

## 【支障事例】

当該打刻は、非常に申請件数が少ない(当県では数年に1件程度)ため、職員にノウハウの蓄積がない。

このため、事務に必要な、打刻の方法の習熟、打刻機の試運転、事前の打刻の練習等に長時間を要しており、申請者にとって不利益が生じるおそれがある。

また、打刻機は特殊な器具のため高価(当県の空気式打刻機は一式で約75万円)なものであり、使用頻度が少ない器具を各都道府県が備えている現状は、無駄が大きい。さらに、打刻機はかなりの衝撃や大きな音が出るため、庁舎内での練習等は困難である。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

打刻内容のプレートを申請者側で付けても良いかという問い合わせは受けたことがある。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

申請者等が自ら、打刻や打刻した金属板の固定を行うことで、手続きに要する時間の短縮が見込まれる。また、処理件数が少ない事務に対する行政の準備の負担が軽減されることで、都道府県事務の効率化につながる。

## 根拠法令等

建設機械抵当法第4条第4項、建築機械抵当法施行令第3条第1項、第8条第1項、附則第2項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県、高知県、宮崎県

○当県においても建設機械の打刻は5年以上も事例が無く、打刻のノウハウは全く失われており、もし申請があった場合には、打刻の習熟をどのように行えるのかという検討からスタートする状況である。（当県では打刻機は所有していないので、手作業での打刻となる。）

○当県において当該打刻は20年以上申請がなく、職員の打刻技術の問題はもとより、打刻機の老朽化が懸念される。

## 各府省からの第1次回答

①打刻の実施主体については、都道府県担当者の立ち会いのもと、申請者が自ら打刻するといった運用が可能であることを明確化することについて検討する。

②打刻した金属板を建設機械に溶接するなど、剥離できない状態で固着させることを前提として、打刻した金属板を固定する方法によることも可能であることを明確化することについて検討する。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

見直しに前向きな回答をいただき感謝申し上げます。

なお、①について、打刻の実施主体に引き続き都道府県が残るものと思われ、現行同様の事務体制の維持が求められることとなるが、速やかな打刻の実施と、都道府県の事務負担の軽減のため、実施主体を申請者のみとし、都道府県は申請者が実施した打刻の確認を行う取扱いとしていただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

都道府県による打刻が選択肢として残ることにより、現行と同様の事務体制の維持が求められる。申請者に打刻を任せることに関する都道府県への意向確認や、打刻に係る申請者と都道府県の負担について実態調査を行った上で、都道府県が打刻を行わなくてよくなるような整理ができないかについても検討いただきたい。

また、本打刻は事実行為であるとの説明があったところ、都道府県及び申請者以外の第三者が打刻可能であることを周知することも、対応として考えられるのではないか。

打刻方法については、航空法との並びや確実な周知の観点から、省令で定めることが適切ではないか。

## 各府省からの第2次回答

打刻作業の運用実態や運用の見直しについて、都道府県や打刻実績のある事業者に対して調査を行った上で、改めて、本提案の趣旨を踏まえつつ、見直しの検討を行う。

## 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、文部科学省、経済産業省 第2次回答

整理番号	174-1	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	174 )			提案分野	11_総務

## 提案事項(事項名)

公立大学法人による出資範囲の拡大(ベンチャーキャピタル及びファンド等)

## 提案団体

大阪市、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、関西広域連合

## 制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、経済産業省

## 求める措置の具体的内容

公立大学法人による出資範囲を「ベンチャーキャピタル及びファンド」、「コンサル、研修、講習等を行う事業者」、「教育研究施設の管理・利用促進事業者」に拡大すること。

## 具体的な支障事例

公立大学法人は、国立大学法人と比較して、出資できる範囲が狭く、地方独立行政法人法施行令第4条に基づくTLO(特定大学技術移転事業)及び研究の成果の実用化を促進する事業に出資が限定されている。このため、国立大学法人において出資が認められている「ベンチャーキャピタル及びファンド」、「コンサル、研修、講習等を行う事業者」、「教育研究施設の管理・利用促進事業者」に対して、公立大学法人は出資することができず、これらの出資を通じた研究成果の社会還元ができない状況にある。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

大阪公立大学では、地域中核・特色ある研究大学強化促進事業に公立大学として唯一採択され、今後、スタートアップ支援や技術移転、コンサルティング等の機能を担う外部組織の設置を進めることとしている。また、今後のスタートアップの創出・支援に向けて、大学発ベンチャーを支援するベンチャーキャピタル及びファンドへの出資も検討していきたいと考えている。現行法令上、公立大学法人は、技術移転事業に出資することは可能であるが、コンサルティング事業やベンチャーキャピタル及びファンド等に出資することができず、外部組織を設置するにあたり支障が生じるため、出資を可能としていただきたいと大学からも要望がある。大学における研究成果の社会実装を一層推進し、大学の知を社会に還元するため、国立大学法人において可能とされている出資範囲について、公立大学法人においても出資が可能となるよう認めていただきたい。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公立大学を中心とした大学発ベンチャーの促進や大学の研究成果を活用したコンサルティング等により、大学が有する研究成果の一層の活用が期待できる。

## 根拠法令等

地方独立行政法人法第21条  
地方独立行政法人法施行令第4条  
産業競争力強化法第21条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、東京都

○県立医科大学では、大学発ベンチャー6社が設立しているところ、公立大学法人が出資することで、ベンチャーの財政基盤が安定するとともに、大学からの出資を受けることで信用力が高まることから、新規取引の開始や拡大、民間企業等からの新たな出資の呼び込みにつながる。また、公立大学法人からの（一部）出資が見込めることで、新たな大学発ベンチャーの起業につながる。以上により、大学の研究成果の社会実装を進めるとともに、地域経済の振興、活性化に貢献したい。

## 各府省からの第1次回答

国立大学法人法第22条に関わる提案については、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等も確認の上、検討する。  
 なお、国立大学法人法第22条第1項第9号に関わる提案については、出資の内容について規定する産業競争力強化法との関係についても、関係省庁間で連携して検討する。  
 国立大学法人法第34条の2に関わる提案については、一定の基準を満たした国立大学法人のみに認められている措置であることから、国立大学法人における制度趣旨・実績等を踏まえ、一定の基準を公立大学法人が満たしているかや、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等も確認の上、検討する。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、国立大学法人において可能とされている「ベンチャーキャピタル及びファンド」、「コンサル、研修、講習等を行う事業者」、「教育研究施設の管理・利用促進事業者」への出資について、公立大学法人においても出資を可能とすることである。  
 設立している公立大学法人においては、今後、スタートアップ支援や技術移転、コンサルティング等の機能を担う外部組織の設置を進めることとしているが、現行法令上、公立大学法人は、コンサルティング、研修、講習等を実施する事業者への出資が認められておらず、外部組織の出資・設立にあたって支障が生じている。  
 また、大学としては今後のスタートアップの創出・支援に向けて、大学発ベンチャーを支援するベンチャーキャピタル及びファンドへの出資も行いたいと考えているが、現行法令上、ベンチャーキャピタル及びファンド等への出資により、大学の研究成果の社会実装を支援することができず、イノベーションの創出を推進するうえで支障となっている。  
 加えて、教育研究施設の管理・利用促進事業者に対しても公立大学法人は出資することができず、大学が有する教育研究施設等の資源を十分に社会に還元することができない状況にある。  
 大学における研究成果の社会実装を一層推進し、大学の知を社会に還元するため、国立大学法人において可能とされている出資範囲について、公立大学法人においても出資が可能となるよう検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】  
 提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

国・公立大学の出資範囲のイコールフットイングを図る観点から、「具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等」については、柔軟に捉えるべきではないか。  
 先行する国立大学法人の規制緩和について、地方分権改革の一環として、公立大学法人についても同様の措置を講ずる例が相次いでいるが、今後、同時改正を原則とすべきではないか。

## 各府省からの第2次回答

特定研究成果活用支援事業者、研究成果活用事業者、教育研究施設管理等事業者への出資については、国立大学において実績が積み上がっていることに加え、第1次回答を踏まえた提案団体からの意見等においてニーズ・シーズを確認できたことから、出資可能とする方向で検討を進めてまいりたい。

指定国立大学研究成果活用事業者への出資については、現時点では、国立大学法人においても一定の基準を満たした指定国立大学法人にのみ認められている措置であることや、実績も1件にとどまり、大学法人の財務への影響が現時点では不明確な段階であることから、直ちに投資可能とすることは困難である。今後の指定国立大学法人における実績を踏まえ、他の国立大学法人への拡大が検討される際に公立大学法人への拡大を検討してまいりたい。

## 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、文部科学省 第2次回答

整理番号	174-2	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	175 )			提案分野	11_総務

## 提案事項(事項名)

公立大学法人による出資範囲の拡大(大学発ベンチャー)

## 提案団体

大阪市、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、関西広域連合

## 制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省

## 求める措置の具体的内容

公立大学法人による出資範囲を「大学発ベンチャー」に拡大すること。

## 具体的な支障事例

公立大学法人は、国立大学法人と比較して、出資できる範囲が狭く、地方独立行政法人法施行令第4条に基づくTLO(特定大学技術移転事業)及び研究の成果の実用化を促進する事業に出資が限定されている。このため、指定国立大学法人において出資が認められている「大学発ベンチャー」に対して、公立大学法人は出資することができず、これらの出資を通じた研究成果の社会還元ができない状況にある。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

大阪公立大学では、これまで40社の大学発ベンチャーが生まれている。今後、更にスタートアップの創出・支援の強化に取り組むこととしており、将来的に大学発ベンチャーへの直接出資についても検討していきたいと考えている。大学における研究成果の社会実装を一層推進し、大学の知を社会に還元するため、指定国立大学法人において出資が可能とされている「大学発ベンチャー」への出資について、公立大学法人においても出資が可能となるよう認めていただきたい。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公立大学を中心とした大学発ベンチャーの促進により、大学が有する研究成果の一層の活用が期待できる。

## 根拠法令等

地方独立行政法人法第21条  
地方独立行政法人法施行令第4条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、東京都

—

## 各府省からの第1次回答

国立大学法人法第22条に関わる提案については、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等も確認の上、検討する。

なお、国立大学法人法第22条第1項第9号に関わる提案については、出資の内容について規定する産業競争力強化法との関係についても、関係省庁間で連携して検討する。

国立大学法人法第34条の2に関わる提案については、一定の基準を満たした国立大学法人のみに認められている措置であることから、国立大学法人における制度趣旨・実績等を踏まえ、一定の基準を公立大学法人が満たしているかや、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等を確認の上、検討する。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当市の大学では、現時点において、2024年7月現在で41社の大学発ベンチャーが生まれている。大学が有する研究シーズには、事業化や起業に近い段階のものもあり、出資を希望する大学発ベンチャーも出てきている。今後、更にスタートアップの創出・支援の強化に取り組むこととしており、大学が有する研究成果の社会実装を支援するためには、将来的に大学発ベンチャーへの直接出資を行いたい。民間のベンチャーキャピタルが少ない地域では、大学自らが直接出資することにより、起業後の早い段階から資金調達、事業化を支援し、芽をつぶさずに企業を大きくしていくことも可能となり、民間資金の呼びこみによる更なる企業規模の拡大やイノベーションを創出することもできると考えている。

大学における研究成果の社会実装を一層推進し、大学の知を社会に還元するため、指定国立大学法人において出資が可能とされている「大学発ベンチャー」への出資について、公立大学法人においても「大学発ベンチャー」の取り組みの第一歩を支えるための出資が可能となるよう検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】  
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

国・公立大学の出資範囲のイコールフットリングを図る観点から、「具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等」については、柔軟に捉えるべきではないか。

指定国立大学法人のみに認められている大学発ベンチャーへの直接出資について、公立大学法人が「一定の基準」を満たしていることを確認するとあるが、この基準を明確に示すべきではないか。

先行する国立大学法人の規制緩和について、地方分権改革の一環として、公立大学法人についても同様の措置を講ずる例が相次いでいるが、今後、同時改正を原則とすべきではないか。

## 各府省からの第2次回答

特定研究成果活用支援事業者、研究成果活用事業者、教育研究施設管理等事業者への出資については、国立大学において実績が積み上がっていることに加え、第1次回答を踏まえた提案団体からの意見等においてニーズ・シーズを確認できたことから、出資可能とする方向で検討を進めてまいりたい。

指定国立大学研究成果活用事業者への出資については、現時点では、国立大学法人においても一定の基準を満たした指定国立大学法人にのみ認められている措置であることや、実績も1件にとどまり、大学法人の財務への影響が現時点では不明確な段階であることから、直ちに出資可能とすることは困難である。今後の指定国立大学法人における実績を踏まえ、他の国立大学法人への拡大が検討される際に公立大学法人への拡大を検討してまいりたい。

## 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、文部科学省、経済産業省 第2次回答

整理番号 (管理番号	174-3 257 )	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

## 提案事項(事項名)

公立大学法人の大学発スタートアップ支援の推進

## 提案団体

東京都、福島県

## 制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、経済産業省

## 求める措置の具体的内容

公立大学法人においてもベンチャーキャピタルや大学発スタートアップ等に対する出資等、国立大学法人と同水準の投資行為(国立大学法人等のうち指定国立大学法人のみが可能な出資を含む)が可能になるよう、見直しを行うこと。

## 具体的な支障事例

## 【背景】

国立大学法人においては、国立大学法人法の改正等により、2022年4月から、民間企業が設立したファンドへの出資が可能となり、大学発スタートアップに投資できるようになるなど、出資の範囲が拡大している。一方で、公立大学法人によるベンチャーキャピタルや大学発スタートアップ等に対する出資は、地方独立行政法人法及び地方独立行政法人法施行令により制限されている。

## 【支障事例】

国立大学で出資範囲が拡大され、私立大学では独自の経営判断で出資可能にもかかわらず、公立大学法人だけが出資できないという現状では、他大学からの教員の招聘に支障が出ることも懸念され、大学の競争力の低下を招くことが危惧される。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

規制緩和により、国立大学法人同様、多様なスタートアップ等を支援することが可能になることで、これまで以上に公立大学法人の研究成果等の社会への還元が期待できる。

## 根拠法令等

地方独立行政法人法第21条第2号、第70条  
地方独立行政法人法施行令第4条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

京都府

—

## 各府省からの第1次回答

国立大学法人法第22条に関わる提案については、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等も確認の上、検討する。

なお、国立大学法人法第22条第1項第9号に関わる提案については、出資の内容について規定する産業競争力強化法との関係についても、関係省庁間で連携して検討する。

国立大学法人法第34条の2に関わる提案については、一定の基準を満たした国立大学法人のみに認められている措置であることから、国立大学法人における制度趣旨・実績等を踏まえ、一定の基準を公立大学法人が満たしているかや、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等を確認の上、検討する。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

いずれの提案内容についても、国立大学法人(指定国立大学法人を含む。)において可能であるものを、同様に公立大学法人においても可能とするため、提案したものである。制度があれば活用に向けた具体的な議論も進むことから、いずれの提案内容についても、早期に実現していただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】  
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

国・公立大学の出資範囲のイコールフットイングを図る観点から、「具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等」については、柔軟に捉えるべきではないか。

指定国立大学法人のみに認められている大学発ベンチャーへの直接出資について、公立大学法人が「一定の基準」を満たしていることを確認するとあるが、この基準を明確に示すべきではないか。

先行する国立大学法人の規制緩和について、地方分権改革の一環として、公立大学法人についても同様の措置を講ずる例が相次いでいるが、今後、同時改正を原則とすべきではないか。

## 各府省からの第2次回答

特定研究成果活用支援事業者、研究成果活用事業者、教育研究施設管理等事業者への出資については、国立大学において実績が積み上がっていることに加え、第1次回答を踏まえた提案団体からの意見等においてニーズ・シーズを確認できたことから、出資可能とする方向で検討を進めてまいりたい。

指定国立大学研究成果活用事業者への出資については、現時点では、国立大学法人においても一定の基準を満たした指定国立大学法人にのみ認められている措置であることや、実績も1件にとどまり、大学法人の財務への影響が現時点では不明確な段階であることから、直ちに出資可能とすることは困難である。今後の指定国立大学法人における実績を踏まえ、他の国立大学法人への拡大が検討される際に公立大学法人への拡大を検討してまいりたい。

## 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 第2次回答

整理番号	192	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	192 )			提案分野	03_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

障害児通所支援事業所従業員の人員基準の見直し

## 提案団体

鳥取県、滋賀県、大阪府、和歌山県、全国知事会、中国地方知事会、将来世代応援知事同盟

## 制度の所管・関係府省

こども家庭庁

## 求める措置の具体的内容

障害児通所支援事業所の利用定員数を標準未満とする場合に限り、従業員の人員基準を「標準」又は「参酌すべき基準」へと見直すこと

## 具体的な支障事例

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(厚生労働省令)により、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の人員基準として、障がい児の数が10人までの場合、児童指導員又は保育士を2人以上配置(うち1人以上は常勤)すること、児童発達支援管理責任者を1人以上配置(1人以上は専任かつ常勤)することが規定されている。

当県(全19市町村)の障害児福祉計画の令和6年度サービス見込量によると、児童発達支援は12市町村が10名未満(うち8市町村が5名未満)、放課後等デイサービスは5市町村が10名未満(かつ5名未満)である。一方、利用定員が、国が標準として定める10名に満たない事業所も、現行基準どおりの人員配置を求められ、事業運営が困難な状況にあることから、当県内の市町村のうち約半数に児童発達支援事業所が、約3分の1に放課後等デイサービス事業所が1か所もなく、障がい児が身近な地域で通所支援を受けられていない。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

○放課後等デイサービスのない地域の児童の多くは、車で数十分かかる近隣市にある事業所を利用しているが、放課後の多くを移動時間として過ごしており、本来受けるべきサービスを十分に受けることができていない。  
○福祉人材の不足によって、事業継続に以下の影響が出ている。  
東部圏域：人材不足に関する相談が月1、2回程度あり、令和5年度に2事業所が人材不足により廃業した。  
中部圏域：有資格者の人材不足に関する相談があり、令和4年度に1事業所が人材不足により廃業した。  
西部圏域：児童発達管理責任者の確保困難により、令和5年度に廃止事業所が1か所、休止事業所が1か所あった。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

「標準」又は「参酌すべき基準」に見直すことにより、例えば、障がい児の実数が少なく利用定員が5人に満たないような小規模な事業所について、従業員の常勤規制を緩和する(児童が利用する時間帯のみ必置とする)等の地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となる。

これにより、特に担い手不足の中山間地域等にあつて限られた児童福祉人材の有効活用が図られるとともに、障がい児に必要なサービスを身近な地域で提供可能な体制の整備(事業所の進出、定着)に資することができる。

## 根拠法令等

児童福祉法第21条の5の19第3項  
 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、長野県、高知県

○当県では、小規模町村が多く、山間部等で利用児童が1名となる事業所も存在する中、直接支援員の2名配置が負担となり、放課後等デイサービスの開設が進まない地域がある。その結果、身近な地域での開設が進まず、片道1時間以上を要して他地域へ通う事例もあり、事業者・利用者の双方にとって負担となっている。

## 各府省からの第1次回答

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」)に規定する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所に係る従業者及びその員数についての基準は、障害児に提供されるサービスの質を確保する観点や、障害児の安全管理を担保する観点等を踏まえて、都道府県等が条例によって事業所の指定基準を定める際に「従うべき」基準としているところであり、当該基準を「標準とすべき基準」や「参酌すべき基準」とすることは適切ではないと考えている。

また、指定通所基準においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)に規定する指定生活介護事業所や指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。)に規定する指定通所介護事業所等がそれぞれ指定障害福祉サービス基準や指定居宅サービス基準を満たす場合(※)には、指定通所基準の人員基準に関わらず、これらの事業所が共生型事業所として児童発達支援等を提供することが可能となっており、地域の実情に合わせて、限られた福祉人材を有効に活用することが可能となっているところである。

引き続き、障害児に必要なサービスを身近な地域で提供できるよう、体制の整備を支援してまいりたい。

(※)指定障害福祉サービス基準により求められる従業者の員数が、児童発達支援を利用する障害児と生活介護を利用する障害者の利用者を合計した人数に対応した員数であれば、共生型児童発達支援事業所として必要な員数を満たす 等

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

利用児童の安全確保は最優先で考慮されるべき事項ですが、現在の従うべき基準は、利用児童が10人までの事業所で児童指導員又は保育士等が2人以上となっており、中山間地域などの利用児童が10人にも満たない小規模の事業所にとっては、厳しい基準となっています。

そのため、人員基準を「標準」又は「参酌すべき基準」としていただくことによって、利用児童が少なく、かつ児童発達支援管理責任者をも含めた人員体制で安全にサービス提供が可能な事業所においては実情に応じた人員配置を行い、障がい児に身近な地域でサービスが提供される体制を整えたいと考えています。

なお、サービス実施水準の維持向上は、集団指導及び実地指導を確実に実施することによって図りたいと考えています。

共生型サービスは、中山間地域などの地域の実情に応じたサービス提供体制の整備や人材確保も目的の一つであり、介護保険法による通所介護事業所や障害者総合支援法による生活介護事業所において、児童発達支援や放課後等デイサービスを提供するものですが、当県の通所介護事業所及び生活介護事業所388か所のうち、共生型事業所の指定を受けている事業所は、わずか7か所であり、特に中山間地域では3か所のみとなっています。

また、通所介護事業所や生活介護事業所においても、十分な従業員の配置が難しく、共生型事業所として児童発達支援事業等を実施できるほどの余力がある事業所は少ない状況であり、さらには、人員不足を事由とした事業所の廃止も見受けられています。

以上から、通所介護事業所や生活介護事業所が、共生型事業所として障害児通所支援を行うことは、難しいと考えています。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

全国知事会地方分権推進特別委員会において、令和5年度に全都道府県を対象に実施したアンケート調査結果によると、「従うべき基準」及び「国が一括処理したほうが効率的な事務」は全国的に課題意識が強い分野であり、本提案に係る事務は、「従うべき基準」に該当すると思われる。

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、原則として参酌基準化することなどによって、多様な地域の実情に応じたルールづくりの役割を地方公共団体に委ねるよう、提案の確実な実現を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

全国一律の基準では、サービスの質や安全管理以前に、中山間地域等において必要なサービスを受けられない空白地帯が生まれており、法律の趣旨が損なわれている現状があり、「こどもまんなか実行計画 2024」においても、地域の支援体制の整備を促進するとされていることから、都市部だけでなく中山間地域等においても着実に障害児支援の提供が図られるよう、柔軟に人員基準を見直すべきではないか。

共生型事業所の活用について示されているが、障害児通所支援事業と介護保険事業ではサービスの内容や必要な人材が大きく異なり、共生型事業所としてその両方を実施することができる事業所は極めて少ないため、支障の解決に繋がるものではなく、代案になり得ない。

従業者の常勤要件を緩和することや、児童発達支援管理責任者が児童指導員又は保育士の業務を兼任することを認め、かつ当該責任者を児童指導員又は保育士の員数に含めることを可能とするなど、基準の見直しをするべきではないか。

第1次ヒアリングにおいて、次回（令和9年度）の障害福祉サービス等報酬改定時に検討する旨の説明があったが、本件は喫緊の課題であることから、先送りすることなく、今年度中に解決策をお示しいただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

内閣府令で定める従業者の人員基準を「標準とすべき基準」や「参酌すべき基準」とすることは、障害児に提供されるサービスの質を確保する観点や、障害児の安全管理を担保する観点から困難である。

一方で、中山間地域等において障害児支援の提供が進むよう、実態把握も踏まえながら、人員、運営等に関する規制の在り方について検討を進める。

## 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 第2次回答

整理番号	172
(管理番号	172 )

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	03_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」の経過措置期間の延長

## 提案団体

大阪市、京都府、京都市、堺市、兵庫県、徳島県、指定都市市長会、関西広域連合

## 制度の所管・関係府省

こども家庭庁

## 求める措置の具体的内容

「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」における経過措置期間を2年間から5年間に延長すること。

## 具体的な支障事例

虐待を受けた子ども等を保護する一時保護施設については、「児童養護施設の設備及び運営に関する基準」(昭和三十二年厚生省令第六十三号)を準用し運営等を行うとともに、平成28年の児童福祉法改正や「一時保護ガイドライン」(平成30年厚労省局長通知)を踏まえ、環境整備等に取り組んでいる。

当市でも個室化・ユニット化による生活環境の向上とともに入所定員の増員を図るため、令和8年度を目途に一時保護施設を4か所体制とする施設整備と、これまでの配置基準に基づく計画的な職員確保や人材育成に取り組んできているところである。

このような状況の中、令和6年に新たに策定された「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」(令和六年内閣府令第二十七号)では、一時保護施設におけるこどもの状況を踏まえ、一時保護施設の質を担保し、より手厚い児童支援に資するものとなっているが、ユニットごとの夜間職員の配置や児童10人につき1人以上の心理療法担当職員の配置が必要になるなど、これまでの基準に比べ、大幅な増員が必要となる。

職員の確保にあたっては、計画的な人材の確保と専門性の育成が必要となるが、経過措置の期間はわずか2年間となっており、短期間で急激な職員増は、職員の確保だけでなく、多くの新任職員を抱え、指導・管理体制も整わない中、人材育成が追いつかず、支援の質の低下を招きかねない。

支援の質を低下させることなく、定員を確保するためには、経過措置期間として5年程度は必要である。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

一時保護施設に入所するこどもは虐待など様々な課題を抱えており、どのような支援・養護を行うか、どのように接するかなど、その対応にあたっては高度な専門性と経験が求められる。また、夜間は単に就寝している児童を見守るだけでなく、情緒が不安定な児童による器物の破壊や職員への暴力行為など問題行動が起りやすい時間帯でもあり、単に必要な職員数を確保するだけでなく、こども一人ひとりにあった支援が行えるよう人材育成していくことが重要である。

経過措置期間の延長により、地方の実情に応じて計画的に人材の確保や育成に取り組むことができ、各自治体で専門性をもった職員が一時保護施設に入所するこどもたちの個々の状況に応じきめ細かく支援することが期待できる。

## 根拠法令等

一時保護施設の設備及び運営に関する基準附則第3条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、滋賀県、岡山県、高知県、熊本市、宮崎県、沖縄県

○当県においても同様の状況であり、基準に基づき一時保護所に人員配置を行う場合、専門職員が不足することが見込まれる。また、児童虐待相談件数が増えたことにより、児童相談所の児童福祉司及び児童心理司を増やさざる得ない状況下において、一時保護所の人員の確保となると、質が担保できないものとなる。さらに、各配置すべき職員の具体的な業務内容が基準で明記されていない。

## 各府省からの第1次回答

本基準については、一時保護される子ども達が、保護者からの虐待等により心身が傷ついた状態にあることや、家庭からの急な分離等から不安や緊張が大変高い状態であることが多い中で、従来の一時保護施設に対する人員配置に係る基準が十分でなかったことを踏まえて制定したものである。

不安や緊張が大変高い状態にある子ども達に対し、適切なケアを確保していくために、早急に本基準に基づく体制が全国的に図られるべきものである。

こうした一時保護施設の職員配置の引き上げについては、令和3年12月に社会保障審議会（児童部会社会的養育専門委員会）において「一時保護は子どもにとって不安の強い状態であり、より手厚い対応が必要」「新たに独自の設備・運営基準を策定する」等と方向性が報告書案として示され、令和4年6月に改正児童福祉法が成立・公布されるとともに、令和4年8月には全国の自治体に対し改正内容の説明会を行い、さらに令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において実施された「一時保護所の設備・運営基準策定のための調査研究」において、ご指摘のユニットごとの夜間職員の配置や児童10人につき1人以上の心理療法担当職員の配置も含めた一時保護所の具体的な設備・運営基準（案）が示され、さらに、令和5年9月にはこの基準（案）について、経過措置も含め、全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議において説明も行うなど、自治体が十分かつ円滑に準備ができるよう、周知等に取り組んできたところ。このように、できる限り速やかに一時保護施設の子どもの環境改善を図るべく、令和3年度以降、継続的に全国の自治体に対して情報提供・注意喚起を行ってきた。

その上でなお、職員の確保が困難であること等の自治体の事情を鑑み、一時保護施設の設備及び運営に関する基準に定める規定により難しい場合、令和8年3月31日までの間、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第42条又は第46条の規定を準用する旨の経過措置を設けたところ。

なお、本経過措置については、上記のとおり、施行日（令和6年4月）以前である令和3年度より継続的に全国の自治体に対して情報提供・注意喚起を行ってきたことに加え、児童福祉施設等の人員基準を引き上げる際の経過措置の多くが2年以内で設定されていることも踏まえて設定している。

ご提案のように、経過措置を2年から5年に延ばすこととなれば、虐待等で傷ついたり、不安や緊張が大変高い状態にある子どものケアを十分に実施できる体制が構築されない期間が長引くこととなり、子どもに対して適切な支援を実施していく観点から適切ではないと考えている。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本基準は一時保護施設の特性を踏まえ、新たに独自の基準を策定したものであり、各市としても本基準に基づく体制が早期に実現できるよう取り組む所存。

一方で本市では、虐待相談件数の増加等により一時保護施設の定員超過が常態化し、定員拡充や、国の一時保護ガイドラインを踏まえ個室化やユニット化など環境改善のため施設整備に取り組んでいる。また保護児童への対応には職員の高度な専門性と経験が求められるため、計画的に増員を図り人材育成をしながら支援の質の確保に努めている。

定員拡充や環境改善に取り組む中、本基準が策定され、更に職員の大幅な増員が必要となったが、一時保護施設の職員の要件は「できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者」とされており、2年間で職員を確保する場合、多くは新任職員となり、本基準が求める人材確保が困難なうえ育成が追い付かず、結果として支援の質の低下が危惧される。職員の配置数を優先するがあまり、支援の質を低下させてはならない

と考える。

経過措置期間を5年に延ばすことは、全自治体において本基準に基づく体制整備に時間を要するとの趣旨ではなく、一時保護施設の定員や職員体制、整備状況等は各自治体で異なることから、支援の質を確保し手厚い支援を行うために、地方の実情に応じて計画的に人材確保や育成に取り組めるよう延長を求めているものである。本市の場合、一時保護施設を4か所に増設するための定員拡充とともに、他の自治体に先駆けて全ての一時保護施設でユニット化するよう環境改善に取り組む中、さらなる職員配置が求められ対応に苦慮している。なお、令和3年度より継続的に情報提供等を行ってきたとのことであるが、令和3年の社会保障審議会、令和4年6月の児童福祉法改正、同年8月の自治体向け説明会で示されたのは「一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る」ことであり、具体的基準は示されていない。また令和4年度一時保護所の設備・運営基準策定のための調査研究として、令和5年3月に委託事業者が作成した報告書の中で基準案は示されたが、国が示す正式な基準案でなく、経過措置期間の記載はない。さらに全国児童相談所長会として令和5年8月に「施行にあたっては現場が混乱することなく計画的に対応できるよう十分な経過措置期間をとる」よう国に対し要請を行っていたが、令和5年9月の説明会で経過措置期間は2年間と示されたものである。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

現実問題として2年間の経過措置期間では対応できない地方自治体が出てきており、経過措置期間の延長を行うべきではないか。

地域によって一時保護施設の入所率や施設整備状況などの事情が異なることから、個別の実情を踏まえて合理的な経過措置期間を設定すべきではないか。

人材確保が困難であることに加え、短期間に職員を増員した場合に、専門性の高さゆえに人材育成が追い付かず、経験不足による支援の質の低下やトラブルにつながりかねないのではないか。

#### 各府省からの第2次回答

一時保護施設は、虐待等で身体的、精神的に傷つき、特に不安や緊張が大変高い状態にある子どもたちがその安全が確保されるまでの間、短期的に入所する場所であり、子ども一人一人の状況に応じた心理的ケアも含め、安心して生活できる環境を早急に整備していくことが必要である。その一方で、職員の確保が困難であること等の自治体の事情との兼ね合いも踏まえ、経過措置期間を2年と設定したところ。なお、この2年という期間は、過去の児童福祉施設等の人員基準を引き上げる際の経過措置に照らしても決して短くない期間である。経過措置期間を5年に延長することになれば、全国で十分かつ適切なケアが提供されない子どもをさらに多く生じさせてしまうことに加え、一時保護施設を設置している自治体の中には、2年間の経過措置期間内で基準を満たすべく、人員配置等を要求し、採用活動を行うなど一時保護施設の環境整備のために尽力されている自治体も一定数存在している中で、経過措置を一律で延長することは、こうした自治体の早急な体制整備に向けた努力を抑制することにつながりかねず、極めて慎重な検討が必要である。

一方で、一時保護施設の環境改善に前向きに取り組んではいるものの、基準を満たす人員を確保することに苦慮されていたり、人材育成に時間を要したりなど自治体における厳しい実情は承知しており、提案自治体等との個別ヒアリング等を踏まえつつ、子どもの安全・安心と最善の利益のために、どのような対応が可能か検討してまいりたい。

## 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 環境省 第2次回答

整理番号	176	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	176 )			提案分野	06_環境・衛生

## 提案事項(事項名)

大気汚染状況の常時監視測定局数の算定に係る基準の見直し

## 提案団体

広島市、新潟県、広島県

## 制度の所管・関係府省

環境省

## 求める措置の具体的内容

大気汚染状況の常時監視を行う測定局数を削減できるよう、算定に係る基準の見直しを求める。

## 具体的な支障事例

当市では、大気汚染状況の常時監視に当たり、可住地面積基準により測定局を11局設置している。近年、光化学オキシダントを除く測定項目で大気環境基準をほぼ100%達成するなど、大気汚染の状況は大幅に改善されているにもかかわらず、当該可住地面積基準は、昭和46年に通知された硫黄酸化物測定局の標準配置基準を準用したものであり、現状を反映したものと到底言い難い。

また、当市においては、光化学オキシダントを除く全ての項目で、各測定局間の年平均値の差が5ppb未満となっており、昭和61年に示された一般環境測定局の配置基準を満たさなくなるほど、いずれの測定地でも大気汚染状況は改善されている。

さらに、現在は、AIや大気拡散モデル計算等の技術発展により、より精度の高い大気汚染状況の予測ができるようになっていることも踏まえる必要があると考える。

したがって、当市においては、11局も測定局を設置する必要はないと考えられるが、測定局設置の算定基準が見直されていないことから測定局数を削減することができず、更新や維持管理に係る費用が多大な負担となっている。

大気汚染状況が改善されているのは全国的にも同様と考えられるため、測定局設置の算定基準を見直し、監視体制の合理化を図るべきと考える。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

測定局数の算定に係る基準を見直すことにより、測定局の適正配置に関する裁量の幅が増加する。加えて、測定局の削減により捻出した費用を、局舎の修繕等のほか、環境省が推奨しているデータ通信等のデジタル化やデジタル記録計導入によるペーパーレス化等のDX化に充てることができる。

## 根拠法令等

大気汚染防止法第22条、大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、さいたま市、浜松市、豊橋市、豊田市、高槻市、寝屋川市、久留米市、熊本市、鹿児島市

○測定局数の算定に係る基準では、環境濃度レベルの調整で、二酸化硫黄のように基準値の100分の1オーダーの状況においても、基準値の3割以下と区分し調整することとなっていたり、算定により測定局数が1を下回る数値となった場合は1としていたり、環境基準を達成している状況でも測定局数を維持するものになっている。測定局数の維持は、機器や局舎の保守管理等の経費だけでなく、日々の結果確認など事務作業も必要となることから、基準の見直しにより監視体制を合理化し測定局数を削減できれば、当市における他業務効率の向上につながると考えられる。

## 各府省からの第1次回答

現行の事務処理基準においては、人口及び可住地面積等による基本的な考え方を示した上で、都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定局数の調整を行うこともできるとしており、都道府県等は、具体的な測定局の数について、各都道府県等の状況を踏まえて決定することが可能となっている。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

大気環境モニタリングの在り方に関する検討会が取りまとめた報告書（「大気環境モニタリングの在り方について」（平成17年6月））では、「都道府県における望ましい測定局数を決定するに当たっては、全国的視点と地域的視点の両面からの検討が不可欠」とされ、さらに「全国的視点とは、地域固有の事情は考慮せず、人口、面積等の全国共通の指標をもとに必要な測定局数を全国一律に機械的に算定するもの」、「地域的視点とは、都道府県固有の自然的、社会的状況等を勘案し、これら固有の事情で必要となる測定局数を算定するもので、いわば、都道府県ごとに加算する測定局数を求めるもの」とされている。

こうした考え方の下、現行の事務処理基準が定められていると考えているが、御指摘のあった「都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定局数の調整を行うこともできる」という運用（以下「調整運用」という。）は、事務処理基準のうち全国的視点から必要な測定局数の算定に関する部分のなお書きとして記載されており、前述の報告書における全国的視点の考え方を踏まえると、この調整運用をもって都道府県等が独自に、全国的視点から算定した測定局数を削減するのは困難であると考えられる。

また、設置する測定局数は、大気汚染状況の常時監視の目的達成のための重要な要素であり、かつ国からの法定受託事務である以上、都道府県等が独自に測定局数を決定する場合においても、国から具体的な方法が示される必要があると考える。

こうしたことから、大気汚染状況が大幅に改善されている状況に鑑み算定基準の見直しを求めたものであり、その上で、調整運用が可能であるのであれば、都道府県等で測定局数を削減する場合の具体例を技術的助言として示していただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【鹿児島市】  
具体的な測定局の数について、各自治体で判断することが可能とのことだが、その数の算出根拠として同事務処理基準がある。  
その測定地点数の算定基礎に係る考え方については廃止し、測定局の削減や効率化に向け、各自治体がより柔軟に判断できるよう見直すべきと考えている。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】  
法定受託事務であっても、その目的を達成するために必要な最小限度の義務付け・枠付けでなければならない。  
また、現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

第1次回答にある「地域区分ごと(の)測定局数の調整」は、平成22年3月の事務処理基準の改正により、「都道府県等による測定局数算定の弾力的な運用を可能とする」ために加えられたものだが、実際にどの程度、弾力的な運用が可能となったのか、具体的なエビデンスを示していただきたい。

現行の人口基準・可住地面積基準は、必ずしも科学的な根拠が明らかではないまま、それぞれ平成17年、昭和46年当時の基準値が用いられており、①大気汚染の改善状況、②測定技術の進展、③測定局の中長期的な維持管理コスト等のエビデンスを踏まえた上で、効率的な常時監視を実現すべく、抜本的に見直すべきではないか。

同様の観点から、環境濃度レベル・測定項目の特性に対応した測定局数の調整に用いる係数についても抜本的に見直すべきではないか。

## 各府省からの第2次回答

平成17年の事務処理基準の策定以降、一部の測定項目については一定程度削減されている。

御指摘を踏まえ、測定局数の実態把握や、都道府県等の関係者への聞き取り等を行い、専門家の意見も聞いた上で、当該事務処理基準について必要な見直しを検討したい。

## 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、法務省、国土交通省 第2次回答

整理番号	30-1
(管理番号	30 )

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

## 提案事項(事項名)

住民票の公用請求削減のための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大とその周知

## 提案団体

豊田市

## 制度の所管・関係府省

総務省、法務省、国土交通省

## 求める措置の具体的内容

国の機関や市区町村等が行う各種調査等の事務において、幅広く住民基本台帳ネットワークシステムを利用できるようにするために、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)を必要とする事務のうち住民基本台帳法別表に記載されていない事務を整理し、当該事務を住民基本台帳法別表に掲載する法改正を求める。

また、上記の実効性を高めるため、国の機関や市区町村等に対して住民基本台帳ネットワークシステムの利用により4情報の取得が可能である旨の周知を求める。

## 具体的な支障事例

## 【現行制度について】

住民基本台帳ネットワークシステムを利用できる事務は住民基本台帳法における別表で規定されており、別表に記載されていない事務については各市区町村等に対する公用請求により情報を取得する必要がある状況。

## 【支障事例、制度改正の必要性】

当市では年間約1万件の公用請求を受理しており、その処理に多くの時間を要していることから(請求内容の確認から発行まで5分/件、発送前の確認2分/件)、円滑な事務執行の支障となっている。

公用請求の中には対象者の最新住所を調査する趣旨の案件も少なくなく、住民基本台帳ネットワークシステムの利用による情報取得で事足りるにもかかわらず、住民基本台帳法別表に当該事務の記載がないことにより各機関は市区町村等に公用請求による情報取得をせざるを得ないという実態がある(例:更生保護法第30条、河川法第75条及び第77条、道路運送法第4条及び第38条を根拠とする事務等)。

## 【支障の解決策】

以下の解決策を提案する。

- ・現状の国の機関や市区町村等の事務の実態に即して、住民基本台帳法別表の見直しを行う。
- ・国の機関や市区町村に対して住民基本台帳ネットワークシステムの利用により4情報の取得が可能である旨の周知を行う。

上記により、住民基本台帳ネットワークシステム利用拡大のための門戸を広げることができ、その周知により住民基本台帳ネットワークシステムの利用促進を図ることができることから、支障の解決に寄与するものと考えられる。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住民基本台帳ネットワークシステムの利用が可能な事務が拡大され、公用請求自体の件数が減少することにより、公用請求に対応する各市区町村の事務負担の軽減に寄与するものとする。

また、住民基本台帳ネットワークシステムを利用した情報取得が可能な事務が拡大されることにより、各機関が公用請求を行う事務負担及び郵送等に係る期間及び費用が軽減され、各機関の負担軽減にも繋がるものと考えられる。

## 根拠法令等

住民基本台帳法第30条の9、第30条の10、第30条の11、第30条の12、第30条の15、第30条の23、第30条の28、第30条の30

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、函館市、八戸市、花巻市、郡山市、いわき市、白河市、福井市、上田市、豊橋市、半田市、小牧市、亀岡市、城陽市、西宮市、安来市、東温市、南国市、大牟田市、熊本市、鹿児島市

○年々公用請求件数が増加傾向にあり、事務負担が増加している。

○公用請求については書類の審査、発行、照会、交付と手順を経て対応しているところであるが、利用可能な事務が拡大されることにより当課の対応にかかる事務が軽減されるだけでなく、担当部署においても当課からの交付を待つことなく自庁において処理を進めることが可能となり、双方にメリットがあると考えられる。

○本市では、年間約15,000件の住民票等の公用申請を受理しており、その処理に多くの時間を要していることから、円滑な業務執行の支障となっている。

○本市では46,000件超の公用請求を処理しており、多くの時間を要していることから円滑な事務執行の支障となっている。公用請求の中には対象者の住所の調査も多く、住民基本台帳ネットワークシステムの利用が可能になれば、処理件数も削減でき、請求する側もされる側も業務の効率化が図られる。

○本市においても、住民基本台帳関係の公用請求が年間約1万件あるため、事務が逼迫している。

## 各府省からの第1次回答

ご提案を踏まえて、各省庁や自治体に対して住基ネットの利用が想定される事務について、悉皆的に調査を行った上で、住基ネットの利用範囲の拡大について検討する。

また、住基ネットを利用可能な機関に対し、住基ネットの利用の徹底について通知を行う。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案が実現した場合、本市が具体的な支障事例として挙げた複数の事務だけでなく、他分野においても影響を受ける事務があるものとする。住基ネットの利用範囲の拡大が可能な事務について、分野横断的な調査及び検討を求める。

また、全国で住民票の公用請求が多量に行われることにより事務執行上の負担となっている原因が①法（住基法別表の記載が実情と乖離していること）にあるのか、②情報取得において住基ネットが活用できることを事務側が知らないことにあるのか、③住基ネットを利用できる端末導入が進んでいないことにあるのか、の分析が必要であるとする。本提案は喫緊の対策として、上記のうち①及び②にアプローチするものであるが、①～③のうちどこに真因があるか分析を行った上での施策検討を求める。

さらに、住基ネットを利用可能な機関に対する住基ネットの利用の徹底に関する通知については、できるだけ早期に行うことを求める。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

【全国市長会】

住基ネットの利用拡大については、分野横断的な見直しに向けて調査を行うこととされており、本提案も含め、見直しの実現を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

各省庁や地方自治体に対する悉皆的な調査の結果（新たに住民基本台帳法別表に追加することを想定している事務等）をお示しいただきたい。

住基ネットの利用対象事務を拡大するに当たり、費用対効果について検討する際は、単に金銭的な多寡だけでなく、公用請求を必要とする行政手続等の処理期間の短縮といった政策的な効果も踏まえ、判断すべきではないか。

現在、住民票の写しを必要としている事務において、住基ネットで取得可能な本人確認情報以外の情報を確認している場合には、当該事務を行う上で真に必要な情報を精査する必要がある。

その上で、本人確認情報で足りるものは住基ネットの利用を原則とすべきではないか。

住基ネットの利用拡大に当たり、個人情報保護・セキュリティの面についても問題が生じないように万全を期していただきたい。

住基ネットの利用の徹底について通知を行う時期をお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

住基ネットの利用範囲の拡大については、各省庁や自治体に対する調査の結果及び関係省庁との調整結果を踏まえ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）別表に規定する対象事務を追加する改正を行う。なお、対象事務の追加の検討に当たっては、制度所管省庁に対し、住基ネットの利用事務を追加する場合に要する費用の逓減方策や、住基ネットで取得可能な本人確認情報以外の情報についてはマイナンバー制度の情報連携により取得可能な場合があることを併せて説明し、真に必要な情報の精査を行った上で検討を行うよう求めている。その上で、新たに住基ネットを利用可能となる事務に係る機関については、住基ネットの利用に当たり「電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準」（平成14年総務省告示第334号）及び「住民基本台帳ネットワークシステム等のセキュリティ対策に関する指針」等に基づき適切な対応を行うよう改めて周知する。

また、既に住基ネットを利用可能となっている事務については、各機関に対し、住基ネットの利用を徹底するよう令和6年度中に通知を行う。

## 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、法務省 第2次回答

整理番号	30-2
(管理番号	108 )

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

## 提案事項(事項名)

住民基本台帳ネットワークシステムを活用して行政手続における住民票(写)の提出を不要とすること及び当該システムの活用可能事務の拡大

## 提案団体

神戸市

## 制度の所管・関係府省

総務省、法務省

## 求める措置の具体的内容

本人確認書類として住民票(写)の提出を求めている行政手続について、住基ネット情報を用いて住民票情報を確認することによって、申請者からの住民票(写)の提出を不要とすることを可能としていただきたい。  
住民基本台帳法で規定されていない事務においても、住基ネットシステムの利用を通じて最新の住所確認等を行えるよう、住民基本台帳法の規定を見直すことを求める。

## 具体的な支障事例

自治体が窓口となって受け付けている行政手続の中には、申請者の居所を証明する書類として、社会通念上一般的な運転免許証の提示やその写しではなく、住民票(写)の提出を求めているものがあるが、住民票(写)に記載されている情報は、その自治体の居住者であれば、住基ネット端末で確認できることから、取得に手数料のかかる住民票(写)をわざわざ提出させる意義が乏しく、申請者にとってもコスト面や手間の面で少なからず負担になっている。  
住民基本台帳法で規定されていない事務における住民票情報の取得に関しては、各市区町村等に対して公用請求を行う必要がある。その目的としては、単に最新住所を確認するだけのものも多く、住基ネット情報の確認で足りるところを、現状は請求、返送とも紙でやり取りしており、双方の機関にとって負担になっている(例:更生保護法第30条の規定に基づき保護観察所から公用請求を受けるケース)。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

自治体が窓口となって受け付けている行政手続において、申請者が自らの住民票を取得する手間とコストが軽減されるほか、住民票の公用請求を行う自治体職員の負担軽減に繋がる。

## 根拠法令等

住民基本台帳法第30条の9、第30条の10、第30条の11、第30条の12、第30条の15、第30条の23、第30条の28、第30条の30

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、花巻市、郡山市、浜松市、豊橋市、西宮市、安来市、広島市、東温市、福岡市、大牟田市、大村市、宮崎県、鹿児島市

○行政手続において、住基ネットに必要な住民票情報が確認できることで、市民及び事務の負担が軽減される。

## 各府省からの第1次回答

ご提案を踏まえて、各省庁や自治体に対して住基ネットの利用が想定される事務について、悉皆的に調査を行った上で、住基ネットの利用範囲の拡大について検討する。  
また、住基ネットを利用可能な機関に対し、住基ネットの利用の徹底について通知を行う。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案内容について前向きな対応をいただけるものと理解しており、提案団体として、今後の調査にはできる限り協力させていただきたい。その上で、具体的な調査方法に関しては、自治体に過度な事務負担が生じないよう、効率的な形で実施いただくようお願いしたい。  
また、住基ネットを利用する場合に想定される課題(端末の設置等)についても併せて整理の上、実効性のある対応となるよう、ご検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

## 【全国市長会】

住基ネットの利用拡大については、分野横断的な見直しに向けて調査を行うこととされており、本提案も含め、見直しの実現を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

各省庁や地方自治体に対する悉皆的な調査の結果(新たに住民基本台帳法別表に追加することを想定している事務等)をお示しいただきたい。

住基ネットの利用対象事務を拡大するに当たり、費用対効果について検討する際は、単に金銭的な多寡だけでなく、公用請求を必要とする行政手続等の処理期間の短縮といった政策的な効果も踏まえ、判断すべきではないか。

現在、住民票の写しを必要としている事務において、住基ネットで取得可能な本人確認情報以外の情報を確認している場合には、当該事務を行う上で真に必要な情報を精査する必要がある。

その上で、本人確認情報で足りるものは住基ネットの利用を原則とすべきではないか。

住基ネットの利用拡大に当たり、個人情報保護・セキュリティの面についても問題が生じないように万全を期していただきたい。

住基ネットの利用の徹底について通知を行う時期をお示しいただきたい。

## 各府省からの第2次回答

住基ネットの利用範囲の拡大については、各省庁や自治体に対する調査の結果及び関係省庁との調整結果を踏まえ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)別表に規定する対象事務を追加する改正を行う。なお、対象事務の追加の検討に当たっては、制度所管省庁に対し、住基ネットの利用事務を追加する場合に要する費用

の遡減方策や、住基ネットを取得可能な本人確認情報以外の情報についてはマイナンバー制度の情報連携により取得可能な場合があることを併せて説明し、真に必要な情報の精査を行った上で検討を行うよう求めている。その上で、新たに住基ネットを利用可能となる事務に係る機関については、住基ネットの利用に当たり「電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準」(平成14年総務省告示第334号)及び「住民基本台帳ネットワークシステム等のセキュリティ対策に関する指針」等に基づき適切な対応を行うよう改めて周知する。

また、既に住基ネットを利用可能となっている事務については、各機関に対し、住基ネットの利用を徹底するよう令和6年度中に通知を行う。